

平成28年度

飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金

評価表

NO.

31

所管部課名	畜産課	担当者	別府 芳美					
事務事業名	畜産経営安定支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱及び補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	600 千円	国県支出金 千円	一般財源 600 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	飼料専用イネ品種の作付面積		17ha	平成28年度				
成果指標②								
補助対象者	団地化により飼料専用イネを栽培し、実証展示に協力した農業者							
補助対象経費	飼料専用イネ実証展示圃場設置事業は、0.5ha以上の団地化により飼料専用イネの栽培・展示に要する費用について交付する。							
補助対象事業・活動の内容	飼料用イネ栽培農家に、飼料専用イネの有利性を理解してもらうために、各地域に実証展示圃場を設置し、飼料専用イネの特性を実証することで飼料専用イネの普及定着を図り、飼料自給率の向上をめざすもの。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	0.5ha以上の団地化により飼料専用イネを栽培した場合 20,000円/10aで上限100,000円(平成27年度までは上限200,000円)							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業(団体)等の経過3年間の決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	0		6,036,000	83.5%	4,203,260	78.9%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			6,036,000	83.5%	4,203,260	78.9%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			1,194,000	16.5%	1,121,300	21.1%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		7,230,000	100.0%	5,324,560	100.0%
	支出	事業費			7,230,000	100.0%	5,324,560	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		7,230,000	100.0%	5,324,560	100.0%
	支出計/前年度支出計						73.6%	
	自己資金/前年度自己資金						69.6%	
	翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%	
交付件数				9		7		
成果指標の推移①				7.5ha		5.9ha		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし(平成26年度創設) 【事業のPR方法】展示圃場において、飼料用イネ栽培農家を対象に専用イネ面積拡大のための現地説明を実施した。 【その他】事業廃止。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	国も粗飼料増産対策と自給率の向上に積極的に取り組んでいる中で本市独自の事業であり、国の政策にも合致している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	当該事業は、同一圃場での補助を認めていないことから、新たな飼料専用イネの有利性を理解いただき、栽培面積の拡大につながっており、作付面積の拡大・定着を誘導する観点から支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	自給飼料の増産は、農家にとって経営の安定につながるため、栽培面積は拡大しており、効果が現れている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市は農地を所有していないため、水稻作付者を補助対象としている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金交付要領に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	平成26年度から28年度までの期間限定の事業であり、一定の効果が得られたので、補助事業の廃止を行う。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業以外の活動は行っていない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	飼料専用イネによる団地化、自給飼料の増産を誘導するための事業である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金交付要領に規定されており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☒廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	《上記方向の理由》 平成26年度から28年度までの期間限定の事業であり、一定の効果が得られたので事業を廃止したい。		《今後の改革の方向性》 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる飼料専用イネ実証展示圃場設置事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金は、本市に住所を有し市税等の滞納がない農業者に交付する。

2 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金に係る補助事業等は、飼料専用イネ栽培農家に飼料専用イネの有利性を理解してもらうために、各地域に実証展示圃場を設置し、飼料専用イネの特性を実証することで、飼料専用イネの普及定着を推進するために行うものである。

(補助金の額)

第3条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業は、0.5ha以上の団地化により飼料専用イネの栽培・展示に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る栽培収穫等状況確認写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、飼料専用イネ品種の作付面積をもって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 飼料専用イネ実証展示圃場設置事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。